

## 蜂用防護服貸出要領

### (目的)

この要領は、住民の要望に基づき駆除しがたい蜂の巣を、住民の協力により、市が貸与する蜂用防護服(以下「防護服」という。)をもって駆除し、蜂による住民の被害を未然に防止することを目的とする。

### (実施主体及び責任者)

- 1 実施主体は、市内において、蜂の巣を駆除する個人又は団体とする。
- 2 実施主体は、責任者を定めなければならない。

### (防護服の貸与)

- 1 防護服は、責任者に貸与する。
- 2 責任者は、借用書により申し出るものとする。
- 3 防護服の貸与期間は、2日以内とする。ただし、必要に応じ延長できるものとする。
- 4 防護服の貸与数は、1着とする。ただし、必要に応じ増加できるものとする。
- 5 他に譲渡し、転貸し、または担保に使用しないこと。
- 6 営利目的に使用しないこと。

### (防護服の返還)

- 1 責任者は、貸与期間終了後直ちに防護服を返還するものとする。
- 2 使用後は清掃し、清潔を保ち、返却すること。

### (駆除計画)

責任者は、蜂の巣の状態及び周りの状況を把握し、駆除計画を考慮するとともに周辺住民に駆除する旨周知するほか、駆除に際し事故及びけが人がないように十分に配慮するものとする。

### (責務)

- 1 防護服を故意に汚損させたり、紛失した場合は、責任者が補償の責務を負うものとする。
- 2 蜂の巣の駆除の際、事故及びけが人が発生した場合、責任者が補償の責務を負うものとする。

### (指導)

市は、蜂の巣駆除について必要な指導を行うものとする。

### (経費)

蜂の巣駆除に要する経費は、実施主体の負担とする。

### 附 則

この要領は、昭和60年10月1日から適用する。

この要領は、平成21年10月15日から適用する。

この要領は、平成26年11月4日から適用する。